

静岡県がんセンター局管理規程第8号

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年1月14日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長 内田 昭宏

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程
(静岡県がんセンター局職員就業規程の一部改正)

静岡県がんセンター局職員就業規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第30条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8)～(22) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項第6号イ、第11号、第12号、第16号、第18号、第19号及び第22号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を使用することができる。</p> <p>7 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>すべて</u>を勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>8 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第30条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(7)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精その他管理者が認める場合にあっては、10日）以内で必要と認める期間</u></p> <p>(8)～(22) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項第6号イ、<u>第7号の2</u>、第11号、第12号、第16号、第18号、第19号及び第22号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を使用することができる。</p> <p>7 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>全て</u>を勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>8 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。